

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産を対象とする固定資産税等の特例措置について <お知らせ>

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度分に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、事業収入の減少割合に応じて、ゼロ又は2分の1とする特例措置が講じられます。

要件等・手続については以下のとおりです。

【要件等について】

1. 対象者

この特例措置の適用を受けるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。

- (1) 中小事業者等（租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者）に該当すること。

※ 「中小事業者等」とは

ア 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人（租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者等に該当する個人）

イ 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く。租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小企業者に該当する法人）

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者は、この特例措置の対象にはなりません。

- (2) 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入(注)の合計額が、前年の同期間と比べて30%以上減少していること。（注）給付金や補助金収入、事業外収益は含みません。

2. 特例率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額を前年の同期間と比較した際の減少割合	50%以上	特例率 →	ゼロ
	30%以上50%未満		2分の1

(※) 他の課税標準の特例の適用を受けている資産は、この特例を重複して適用することはできません。

3. 対象資産

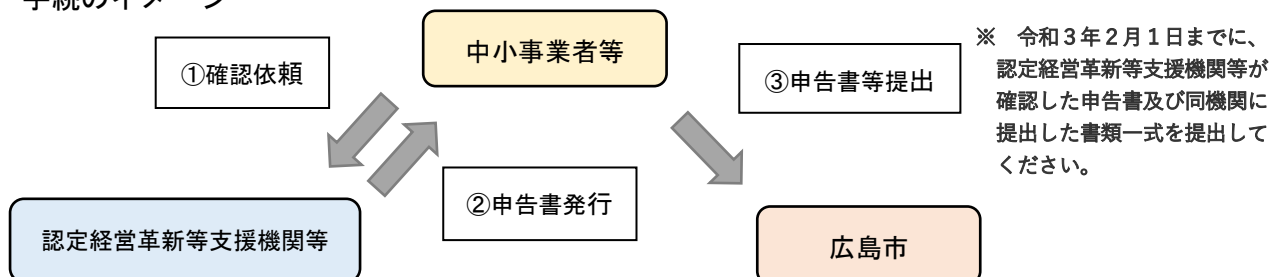
令和3年1月1日時点で、中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産。

なお、一つの家屋について、事業用部分とそれ以外の居住用部分が混在する場合、その家屋の事業専用割合に応じた部分が特例の対象となります。

【手続について】

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書及び同機関に提出した書類一式を、**令和3年2月1日(月)**までに提出する必要があります。窓口の混雑緩和のため、郵送又は電子申告（エルタックス）での提出に御協力ください（提出書類及び提出先等は裏面を御覧ください。）。

1. 手続のイメージ



(裏面へ続きます)

2. 提出書類

- **申告書** 認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの

(※) 申告書は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) からダウンロードできます。**両面印刷の上、使用してください。**

(※) 認定経営革新等支援機関等の確認については、中小企業庁のホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/>) を御覧ください。

- **収入減を証する書類** 会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
- **特例対象家屋の事業用割合を示す書類** 青色申告決算書の写しなど
- 上記の書類のほか、必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがあります。

【提出先・問合せ先】

課名	所在地	償却資産の担当区	電話番号
固定資産税課償却資産係 (市役所本庁舎 8 階)	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目 6-34	全区	(082)504-2127

市税事務所名	所在地	家屋の担当区	電話番号
中央市税事務所 (中区役所内)	〒730-8587 中区国泰寺町一丁目 4-21	中・南	(082)504-2566
東部市税事務所 (東区役所内)	〒732-8510 東区東蟹屋町 9-38	東・安芸	(082)568-7721
西部市税事務所 (西区役所内)	〒733-8530 西区福島町二丁目 2-1	西	(082)532-0944
		佐伯	(082)532-1015
北部市税事務所 (安佐南区役所内)	〒731-0193 安佐南区古市一丁目 33-14	安佐南 (安古市・祇園・沼田)	(082)831-4936
		安佐南(佐東) 安佐北	(082)831-5023

税務室名	所在地	電話番号
南税務室(南区役所内)	〒734-8522 南区皆実町一丁目 5-44	(082)250-8946
安芸税務室(安芸区役所内)	〒736-8501 安芸区船越南三丁目 4-36	(082)821-4913
佐伯税務室(佐伯区役所内)	〒731-5195 佐伯区海老園二丁目 5-28	(082)943-9716
安佐北税務室(安佐北区役所内)	〒731-0292 安佐北区可部四丁目 13-13	(082)819-3913

申告書等の郵送先

申告書等を**郵送**で提出される際には、広島市役所固定資産税課償却資産係宛てにお願いします。

右の宛先を切り取り、封筒に貼って提出いただくこともできます。

※ 郵送料は申告者にて御負担ください。

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所
財政局税務部固定資産税課
償却資産係(本庁舎8階) 行